

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第110条1項の規定による京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業京都市二条駅地区土地区画整理事業の下記に記載する者に対する清算金通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第1項の規定により当該通知書の送付に代えてその内容を別紙のとおり公告する。

なお、徴収清算金の分割申請については、書類が到達したとみなす日から2週間受付けます。

平成25年8月8日

京都市長 門川 大作

通知を受けるべき者の住所及び氏名	
京都市中京区岩上通四条上る松浦町848番地	松本 豊弘

# 清算金徴収通知書

松本 豊弘 様

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）

都市計画事業二条駅地区土地区画整理事業

施行者 京都市

代表者 京都市長 門川 大作



京都市土地区画整理事業清算金等徴収及び交付事務規則第4条第2項の規定に基づき、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業二条駅地区土地区画整理事業の清算金について、下記のとおり通知します。

## 記

清算金徴収金額	¥472,812 円
納入期日	平成25年8月30日（予定）

### （説明）

- 今回通知致しました清算金の徴収額は、貴方様が二条駅地区土地区画整理事業地区内にお持ちの全ての土地についての徴収すべき清算金と交付すべき清算金を相殺した後の額です。  
共有されている場合については、その持分割合による金額（1円未満の端数は切り捨てとなります。※）を含めて相殺した後の額です。
- ※「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律第2条第1項」による。  
所有権敷地権の場合については、その割合による金額を含めて相殺した後の額です。
- 清算金の徴収額が30,001円以上の方で、希望される場合は分割で納入することができます。ただし、以下について注意のうえ、平成25年6月7日までに手続を完了してください。この期限を過ぎますと分割での納付はできません。  
分割納付の申請書については、市街地整備課（075-213-3537）まで請求してください。
  - 分割納付できる金額、回数及び納付期限は二条駅地区土地区画整理事業施行規程により規定されています。（別紙「清算金通知書についての御案内」を参照してください。）
  - 分割納付の場合は、土地区画整理法施行令第61条第1項及び二条駅地区土地区画整理事業施行規程第23条第6項の規定により、年1.30%の利子が付されます。
- 納入していただくための納入通知書（納付書）は、納入期日の2週間前まで（平成25年8月中旬頃の予定）に送付致します。

（建設局都市整備部市街地整備課）